

令和4年(2022年)5月10日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

保育所等の利用にあたっての留意事項(お願い)

日頃から保育所等の運営及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

東京都では、「リバウンド警戒期間」が延長され、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請しております。また、本市の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、都と同様、緩やかな減少傾向にありますが、感染力が高いと言われる変異株に置き換わりが進み、「第7波」への十分な警戒が必要です。

そのため、保護者の皆様には、下記の対応について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 保育所等の利用にあたって

保育所等は感染防止策を徹底したうえで、原則開所いたしますが、保育所等は、その特性上「3つの密(密閉・密集・密接)」の条件を満たしてしまう可能性の高い施設です。各施設でできる限りの対策は講じますが、一定の感染リスクがあることを理解したうえで保育所等を利用していただくようお願いいたします。

2 感染拡大防止のためのお願い

保育所等での感染拡大防止には、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各ご家庭のご協力が不可欠です。保護者の皆様には、次の(1)～(3)について、ご協力いただき、園児及び同居家族の体調管理を徹底いただきますようお願いいたします。

- (1) 園児本人だけでなく、同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合は、登園を控えてください。無症状でも、園児が感染しており、園内で感染を広めてしまう可能性があります。
- (2) 園児が発熱した場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、登園を控えてください。
- (3) 同居家族がPCR検査を受けている(濃厚接触者に特定又は本人の体調不良による)場合は、陰性と判明するまで登園を控えてください。

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、登園自粛要請を行いませんが、市内保育所等において、在園児又は保育士等に感染者が発生し、園内で感染拡大のおそれがある場合、また、複数の保育士等が濃厚接触者に特定され、保育の提供ができない場合は、当該施設を一定期間臨時休園とさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。なお、乳幼児については、抗原検査キットを用いた待機期間短縮は想定しておらず、濃厚接触者の登園停止期間は、感染者との最終接触日から7日間となります。(臨時休園期間中の保育料については日割り計算により減免します。)
※臨時休園期間中は、本児が濃厚接触者に特定されていない場合も、代替の施設(一時保育、休日保育等)も含めて保育所等の利用は原則できませんので、ご了承願います。

4 その他

今回の対応については、令和4年(2022年)5月10日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。

各ご家庭におかれましても、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営継続のため、日々の体調管理に十分留意いただくとともに、一人一人が感染防止を意識した行動を徹底していただきますよう、お願いいたします。